

保有個人データ訂正等請求書

平成 年 月 日

日本下水道事業団 御中

郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

日本下水道事業団個人情報保護規程第 16条第 1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人データの訂正等を請求します。

記

1. 請求項目 該当項目にチェックしてください)

☐ 訂正	☐ 追加	☐ 削除
-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------

2. 請求する保有個人データの名称等

請求する保有個人データの特定ができるよう、保有個人データの名称、内容等をできる限り具体的に記載してください。)

3. 訂正等を求める内容

--

注)訂正を請求する場合は、訂正前の内容及び訂正後の内容について記入してください。

※代理人の方が請求する場合は、次の欄にも記入してください。

本人の氏名	
本人の住所	
本人の電話番号	

※次頁の＜注意事項＞をお読みください。

————※以下の欄は記入しないでください。————

請求者の確認 運転免許証 健康保険証 パスポート その他 ()
本人の確認 代理人請求の場合) 運転免許証 健康保険証 パスポート その他 ()
代理関係の確認 委任状 その他 ()

<注意事項>

- 1 請求者の郵便番号、住所、氏名及び電話番号を記載してください。
ここに記載された住所及び氏名に決定通知等を行うことになりますので、正確に記入願います。
連絡等を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。
- 2 請求する保有個人データについて、その名称、内容等をできる限り具体的に記載してください。
- 3 請求の際には、本人であることを確認するために、合わせて下記書類を窓口へ提出又は送付願います。

窓口の場合 運転免許証、健康保険の被保険者証、写真付き住民基本台帳カード、旅券（パスポート、外国人登録証明書又は年金手帳）の内いずれか1点

郵便の場合 窓口の場合に必要な書類のいずれかを複写機により複写したもの及びその者の住民票の写し又は外国人登録原票の写し（請求をする日前30日以内に作成されたものに限り）。

- 4 代理人の方が請求する場合は、3の書類のほか、代理人の方についても、3と同様の書類が必要になります。また、委任状その他代理権の存在を確認出来る書類も必要です。
- 5 窓口へ提出頂いた、本人であること又は代理人であることを確認するための書類は、複写させていただきます。

<手数料について>

請求を行う場合には、保有個人データ1件につき300円の手数料が必要です。手数料につきましては、請求時にお支払い願います。